

議案第十五号

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

港区道路占用料等徴収条例（昭和四十七年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表占用料の欄中「一八、一〇〇」を「一九、一〇〇」に、「二八、二〇〇」を「二九、四〇〇」に、「三八、〇〇〇」を「三九、七〇〇」に、「一〇、四〇〇」を「一三、五〇〇」に、「一六、七〇〇」を「二一、七〇〇」に、「二二、七〇〇」を「二九、五〇〇」に、

一、三九〇
一四〇
八八

を

一、七一〇
一七〇
一〇〇

に、「一四、三〇〇」を「一六、七〇〇」

に、「九、六三〇」を「一〇、二〇〇」に、「二九、五〇〇」を「三四、二〇〇」に、「六〇、

九〇〇」を「六三、三〇〇」に、「二五、九〇〇」を「三三、六〇〇」に、「六二〇」を「七

一〇」に、

一、三九〇	八八〇
-------	-----

を

一、五四〇	一、〇二〇
-------	-------

に、「一、八七〇」を「二、〇

五〇」に、「二、八六〇」を「三、〇八〇」に、「三、八八〇」を「四、一一〇」に、「六、

七二〇」を「七、一九〇」に、「一八、九〇〇」を「二〇、五〇〇」に、「一九、八〇〇」を

「二五、七〇〇」に、「一六、四〇〇」を「一七、一〇〇」に、「三〇、四〇〇」を「三一、

六〇〇」に、「一八、二〇〇」を「一八、九〇〇」に、

二一、七〇〇	六〇〇
--------	-----

を

二二、六〇〇	六三〇
--------	-----

に、

二三、五〇〇	六〇〇
--------	-----

を

二七、四〇〇	六三〇
--------	-----

に、「六〇九、

二〇〇」を「六三三、〇〇〇」に、「三〇四、六〇〇」を「三一六、五〇〇」に、「三二、八

〇〇」を「三四、二〇〇」に、「四〇、五〇〇」を「五二、六〇〇」に、「一二、三〇〇」を

「一五、九〇〇」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説明)

道路占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。